

改正

平成28年11月1日告示第136号

令和2年2月3日告示第16号

佐久市飲用井戸等衛生対策要綱

(目的)

第1条 この要綱は、飲用水を供給する井戸等の適正管理、水質に関する定期的な検査、汚染時における措置等を定めることにより、これらの井戸等について衛生の確保を図ることを目的とする。

(適用施設)

第2条 この要綱の適用を受ける施設は、次に掲げるいずれかに該当するものであって、水道法（昭和32年法律第177号）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）、佐久市小規模水道維持管理指導要綱（平成25年佐久市告示第14号）等の適用を受けないもの（表流水、湧水を含む。以下「飲用井戸等」という。）とする。

(1) 個人住宅、寄宿舍、社宅、共同住宅に居住する者に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設（導管等を含む。以下「一般飲用井戸」という。）

(2) 官公庁、学校、病院、店舗、工場その他の事業所に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設（導管等を含む。以下「業務用飲用井戸」という。）

(管理基準)

第3条 飲用井戸等を設置しようとする者は、汚染防止のため、その設置場所、設備等に十分配慮するものとする。

2 飲用井戸を設置し、又は管理する者（以下「設置者等」という。）は、飲用井戸等及びその周辺にみだりに人畜が立ち入らないように適切な措置を講ずるものとする。

3 設置者等は、井戸の構造物（井筒、ケーシング、ポンプ、吸込管、弁類、管類、井戸のふた、水槽等）及び井戸周辺が清潔に保たれているか定期的に点検を行い、汚染源に対する防護措置を講ずるものとする。

4 設置者等は、供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、利用者にその旨を周知するとともに、市長へ連絡し、その指示を受けるものとする。

5 設置者等は、水質検査の結果、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。次項において「省令」という。）に定める基準を超える汚染が判明した場合には、市長へ連絡し、その指示を受けるものとする。

(水質検査)

第4条 飲用井戸等を設置しようとする者は、あらかじめ、省令の表の上欄に掲げる事項（以下「水質基準項目」という。）について水質検査を行わなければならない。この場合において、消毒を行っている飲用井戸等にあつては、消毒の効果及び消毒副生成物についても水質検査を行わなければならない。

2 前項の規定による検査のほか、業務用飲用井戸の設置者等は、水質基準項目のうち、1の項、2の項、9の項、11の項、38の項及び46の項から51の項までの項の上欄に掲げる事項について、1年に1回以上、定期に水質検査を行わなければならない。

3 第1項の規定による検査のほか、一般飲用井戸の設置者等は、前項に規定する検査を、1年に1回以上、定期に行うよう努めなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、設置者等は、飲用井戸等から給水される水に異常を認めるときは、水質基準項目のうち必要なものについて、水質検査を実施するものとする。

5 設置者等は、前各項の規定による検査を委託するときは、水道法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は厚生大臣に登録した者に対して行うものとする。

6 第1項から第4項までの規定による検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、当該検査を行った日から起算して3年間、これを保存しなければならない。

(汚染に対する措置)

第5条 市長は、第3条第4項及び第5項の規定により設置者等からの連絡を受けた場合その他飲用井戸等の汚染を発見したときは、飲用井戸等の使用停止を勧告し、必要な措置を講ずるよう指導す

ることができる。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月1日告示第136号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和2年2月3日告示第16号）

この要綱は、告示の日から施行する。